

「子どもたちの幸福のために」

安倍嘉人 家庭の法と裁判研究会代表

1. 子どもたちの SOS

児童の権利条約が発効して 22 年になろうとしている。この条約は、前文の中で、「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」と条約締結の趣旨の一端を述べているが、この趣旨にそぐわない出来事が生じたとの報道に接するたびに懸念を感じている人が少なくないことと思う。このような出来事の中で子どもたちが発している SOS を、社会はどのように受け止めなければならないのであろうか。

子どもたちが SOS を発する場面は様々あるが、その身体生命や心に重大な障害が及ぶものとしては、安心して親の愛情を享受する場であるべき家庭における親たちによる虐待が最も悲惨な場面であり、その子どもが全身で発していたであろう SOS が大人たちにしっかり受け止められなかったことが悔やまれる。

また、友人のいじめによって追い込まれ、自ら命を絶つ悲惨な事例も最近しばしば報道されているが、そのたびに、追い込まれていた子どもが発していた SOS を大人たちはどうして受け止めきれなかったのだろうかかと憤りを感じることも少なくない。さらに、昨年 8 月に深夜繁華街を徘徊していた女子中学生が殺害、遺棄された事件が発生したことを契機に深夜徘徊をする小中学生が多いことが報道されているが、このような小中学生の深夜徘徊の行動は家庭に居場所がないという SOS であったとみることができ、大事に至る前に、親や周囲の大人たちがこれをキャッチできなかったことへのやりきれなさを感じる。

これらの SOS に対して、どのようにキャッチし、どのように対応するかという方策はその態様に応じて様々であるが、子どもの心身に直接的で深刻なダメージを与える児童虐待を取り上げて、若干の思いを記してみたい。

2. 児童虐待の早期発見の取組

2015 年 10 月 8 日、厚生労働省から、2014 年度の全国児童相談所での児童虐待相談対応件数及び児童虐待等の事例検証の専門委員会が行った虐待による 2013 年度の死亡事例の検証結果等が報告された。この報告によると、上記児童虐待相談対応の件数は 88,931 件で、24 年連続で過去最多を更新したが、他方、上記死亡事例のうち心中以外のものについてみると、同年度は 36 件と前年度を大きく下回っており、この統計を取り始めた 2003 年以前のレベルに下がっていることが明らかとなっているほか、死亡事例等について詳細な分析結果が示されている。

また、事例検証の専門委員会は、この死亡事例の検証を踏まえて地方公共団体と国に対して提言を行っているが、その骨子は、虐待の発生及び重篤化の予防に関しては妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と支援の充実強化を、虐待対応に関しては関係機関の連携の充実強化を、そして人的態勢に関しては必要な人員の確保とその専門性の向上等を求めるものであった。

しかし、この報告がされた後も虐待による子どもの死亡事例の報道は続いており、本年 1 月初めに埼玉県内の自宅で死亡しているのが見つかった 3 歳の女兒について、乳幼児検診を受けていなかったことから市の職員が 3 回家庭訪問したが虐待の兆候は確認できなかったこと、近隣住民からの 110 番通報で警察官が 2 回家庭を訪れたものの同様に虐待の兆候を見つけることができなかったこと、このような情報が関係機関の間で共有されていなかったことが報じられた。

児童虐待で最も大切なことは速やかに虐待の兆候をキャッチして専門機関の関与を始めることであり、そのためには子どもに日常的に接し観察をしている小児科医などの医師、保育園、幼稚園、学校の教職員や具体的な通報を前提に関与する警察官、そして専門機関としての市町村の担当部署、児童相談所の的確な情報収集と判断が求められることはいうまでもない。もとより子どもの親は、このような介入に対して概して拒否的であることから、的確に状況を把握することはその専門的な知見を

駆使しても必ずしも容易なことではないと思われるが、改めて、最悪の事態を想定してチェックする姿勢が求められていることを確認したい。そして、これらの様々なチャンネルから得られた情報を総合的に検討するために、懸念を感じさせる情報がどこかに入ったときは、子どもごとのデータベースを立ち上げて、以後ここに情報を集約するなどの情報共有の具体的な仕組みを早急に確立することが求められる。

もっとも、上に述べたとおり、虐待死亡事例の検証結果にみられるように、その死亡者数が36人であったとはいえ2013年度に大きく減少したことは注目すべきことである。とりわけ、上記事例検証の専門委員会が指摘するほどの著しい繁忙状況の中にあることを考慮に入れると、関係職員、専門家が虐待事例の発見、親子の分離、子どもの心身修復へのケア、親への指導や支援など万般にわたって並々ならぬ心血を注いできた結果としての死亡事例の減少であって、心から敬意を表したいし、これらを総合した虐待対策が更に効果を上げていくことを強く期待したいと思う。

3. 虐待の予防と家庭への支援

子どもの家庭環境は様々であり、その環境によって子どものリスク、SOSの内容も様々であるが、虐待の土壌を少なくする上で、子どもの家庭が大きく変化する親の離婚を一つの場面として、その際に子どもの生活の安定を図るための親への支援について考えてみたい。

未成年の子どもを持った親が離婚する場合、離婚後の子どもの生活がどのようになるかが最大の課題であるが、法律では、子どもの利益を最も優先しながら子どもを監護養育する親権者を決めなければならないとされている(民法819条、766条)。具体的には、家庭裁判所で行われる調停の実務においては、a) 子どもの父母のそれぞれの離婚後の生活がどうなるか(どのような家に住み、誰と一緒に生活するか、仕事はとなり生活費について不安がないかなど)、b) これまでの親子の心情的な関係に照らして父母のいずれと生活することが子どもにとって幸せか、c) これまでのそれぞれの養育態度からみていずれが安心か、虐待類似的行動の心配がないかなど、離婚後の生活を予測しながら検討がされている。また、必要に応じて、家裁調査官という専門職が生活の場を訪問して調査したり、子どもと面接して子どもの気持など親子関係の実情を調査してこの結果を参考にして話し合いを進めている。さらに、養育費についても、夫婦それぞれの収入を踏まえて、子どもを養育しない親にいくら負担させるの

が相当かについても検討して(民法766条)、このような子どもの幸福を実現するための条件を詰めながら裁判官が入って調停での合意を目指している。

しかしながら、離婚は家庭裁判所の調停や裁判によらなくても夫婦の協議で離婚届を作成して提出すれば成立するから(民法763条。実情としては、離婚全体の約9割が協議離婚である。)、夫婦間の離婚の協議が子どもの幸福を十分踏まえたものとなるかどうか極めて重要となる。

ところが、実情をみると、夫婦の争いで感情的になったり、離婚を急ぐあまり子どものことについては十分気が回らなかったり、どちらが子どもの親権者となるかについて上記のような事情を十分考慮せずに決めてしまったり、子どもの親権者となることができるならと養育費までは請求しないで離婚に合意したりするなど、子どもにとって後々で不利益となる協議も少なくないように見受けられる。

このような実情を考えると、未成年の子どもを持った夫婦の離婚に際しては、子どもの利益、幸福をどのように考慮するか、上記のような重要なテーマについて十分考え、夫婦双方で冷静に、しっかりと話し合いができるよう親をサポートすることが重要といえることができる。

従来このような離婚に関する問題については、プライバシーに触れ、家庭に立ち入ることは適当ではないという考えがあり、市町村や地域社会におけるサポート体制は必ずしも十分ではなかったように思われる。しかし、離婚は夫婦の問題ではなく最も大事な子どもの幸福であるということに夫婦が気づくよう啓発活動を行うほか、個別のケースについて市役所などに相談を受け、助言する専門の窓口が設けられれば、多くの子どもたちが救われるであろう。また、家庭裁判所は敷居が高いと敬遠されてきたようにも思うが、夫婦間の話し合いが円滑に進まないときには、いつでも家庭裁判所の調停を利用することができるのであるから、家庭裁判所としてもこれまで以上に広報に務め、弁護士をつける必要がなく、申し立て費用が低額で、裁判官が中に入って話し合いを進めていくなどの情報を分かりやすく伝えて、利用しやすい家庭裁判所をしっかりとPRすることが重要であろう。

そして、親の離婚の話が進行していることが児童相談所など子どもの福祉、養育に関わる機関、関係者の耳に入ったときには、これらの離婚のサポート機関の情報を親に知らせて、支援を求めるようアドバイスいただければと思う。

そのような支援を受けて、親の離婚という試練を乗り越え子どもが親との間の安定した生活を享受して、健やかに成長していくことができれば幸いである。